

九州大学学生支援委員会規程

平成26年度九大規程第157号
制 定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 4年10月20日
(令和4年度九大規程第34号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、学生支援委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 学生支援委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の経済支援に関すること。
- (2) 学生の進路・就職支援に関すること。
- (3) 学生の課外活動に関すること。
- (4) 学生の指導及び相談に関すること。
- (5) 学生の健康管理及び保健衛生に関すること。
- (6) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (7) 学生の課外活動施設、福利厚生施設及び寄宿舎の管理運営に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (9) その他学生の支援に関すること。

(組織)

第3条 学生支援委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) キャンパスライフ・健康支援センター長
 - (3) 各学部から選ばれた教授 各1人
 - (4) 各学府から選ばれた教授 各1人
 - (5) 基幹教育院の教授のうちから選ばれた者
 - (6) キャンパスライフ・健康支援センターの教授のうちから選ばれた者
 - (7) 留学生センターの教授のうちから選ばれた者
 - (8) 学務部長
 - (9) 総務部同窓生・基金課長
 - (10) 国際部留学課長
 - (11) その他学生支援委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号から第7号まで及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。

(委員長)

第4条 学生支援委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、学生支援委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第5条 学生支援委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(議事)

第6条 学生支援委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 学生支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長
の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 学生支援委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説
明を聞くことができる。

(事務)

第8条 学生支援委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学生支援課におい
て処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生支援委員会の運営等に関し必要な事項は、学生支援
委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第90号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第45号)

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第34号)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。